

# 女性の活躍を促進するための検討部会設置要領

6産労総企第569号

令和6年8月27日

## (設置の目的)

第1 「東京くらし方会議設置要綱」(令和5年1月27日付4政政第739号及び4産労総企第951号)第7に基づき、女性の活躍を促進するための条例を含めた方策について専門的に検討するため、「女性の活躍を促進するための検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2 会議では、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 働く女性を取り巻く現状分析に関すること。
- (2) 女性の活躍を更なる促進に向けた基本的な考え方やしくみのあり方等に関すること。
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (委員等)

第3 検討部会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 産業労働局が必要であると認めるときは、委員以外の者を検討部会に出席させ、意見を聴くことができる。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第5 検討部会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (召集)

第6 検討部会は、産業労働局長が召集する。

## (公開)

第7 会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

## (議事録)

第8 会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第9 会議の委員及び第3第2項の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第10 検討部会の事務局は、産業労働局総務部企画調整課とする。

(その他)

第11 この要領で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、決定の日から施行する。